

○総務省告示第五百二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の七ただし書の規定に基づき、平成五年郵政省告示第二百二十三号（MCA陸上移動通信を行うMCA制御局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第一項第一号ホの表中「九一五MHz」を「九四〇MHz」に改め、同表一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数を使用するものの項を削る。

第一項第一号へ(2)ただし書を削る。

第一項第二号ハ中「五五MHz」を「八〇MHz」に改め、「(一、四六五MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては四八MHz低いもの)」を削る。